

発行所  
 青森県高等学校・障害児  
 学校教職員組合  
 青森市橋本1丁目2-25  
 教育会館 017(734)7287  
 編集発行人 酒田 孝  
 購読料一部20円は組合費  
 の中に含む

**青森高教組組織  
 外カンパに協力  
 してください**  
 高教組運動は組合費と皆様の  
 カンパで支えられています!

Eメール aokokyos@olive.ocn.ne.jp ホームページ <http://www.geocities.jp/aokokyoso/> ブログ <http://plaza.rakuten.co.jp/sannkyoso05/>



沖縄北部に広がるやんばるの森。現在、地元の反対を押し切って米軍のヘリパッド建設のため樹木の伐採が続いています。12月24日に沖縄で、全教主権の集会「ゆいまーる in 沖縄」が開催され1000人以上の青年が集いました。

## 状況を打開するために一歩踏み出す年に

青森高教組執行委員長 酒田 孝

新年明けましておめでとうございます。

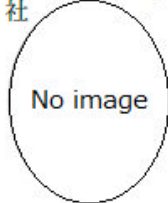
昨年は日本の働き方をめぐって世論が大きく動いた年でした。きっかけは、大手広告会社電通の女性社員が、月100時間を超える長時間勤務の中で「眠りたい以外の感情を失った」「生きるために働いているのか、働くために生きているのか分からなくなってからが人生」などとツイッターに残し、自らの命を断つという衝撃的な事件でした。昨年末、この責任を取って電通の石井社長は辞任の意向を明らかにしました。

しかし、多くの教職員の皆さんは、この事件に複雑な感想を持たれたのではないのでしょうか。それは、私たち教職員の勤務状況も電通と同じような状態にあるからです。県教委の2014年の調査では、すべての校種の教諭の超過勤務時間は月平均で過労死ラインを超える84時間48分でした。またNHKの調べでは、この10年間に死亡退職した新採用教員は全国で46人でしたが、その半分近くが自殺です。長時間勤務をしている私たちも、それを黙認している管理職もまさに「板子一枚下は地獄」の状態なのです。

このような「ブラック」な勤務条件によって、若い人たちが教職を敬遠する傾向が生まれています。10年ごとの更新講習を義務付ける教員免許更新制も手伝って、教職はかつてのように魅力ある職業ではなくなっています。県教委のホームページを見ればわかるように、臨時講師は常に不足しており、まさに「教育に穴が開く」状態が続いています。教職員の勤務条件は、子ども達の教育条件と表裏一体の関係にあるのです。

南アフリカ共和国で人種隔離政策と闘った元大統領の故ネルソン・マンデラ氏は「何もせず、何も言わず、不正に立ち向かわず、抑圧に抗議せず、それで自分たちにとつての良い社会、良い暮らしを求めることは不可能です」と言いました。

私たちの勤務条件を改善するためには、県教委当局と交渉を重ねることはもちろん、世論に訴えていくことが不可欠です。昨年末、青森高教組は組合員の加入が進み、一昨年よりも少しだけ組織が大きくなりました。しかし、状況を改善するためにはまだまだ多くの仲間が必要です。2017年の年頭に当たって、すべての教職員の皆さんに、状況を打開するために一歩踏み出すことを、そのために高教組に加入することを呼びかけます。



## 坂道の風

「私たちは日本人としておかしくないですか?」  
 20年前、南米パラグアイの日系3世の生徒に尋ねられた。とても美しい日本語と立ち居振る舞い。そんな、彼女の友人が日本に行ったら「あんたなんか変。まるでおばあちゃんみたい」と言われたという。祖父母に日本人らしさを教えてもらい、美しい日本語と振る舞いを身に付けていた彼女たちはショックを受けた。そして、自分のアイデンティティを、日本人らしさを強く考え始めた▼海外に住む日本人は、そこで育ったからと言って日本人にはなれない。日本人としての学びが必要なのだ▼今年、世界中の選挙で自国の利益を主張する排他的な動きが増えた。自分さえよければ、でも、考えて欲しい。私たちは一個の地球をシェアしている地球人だということ。私たちに必要な学び、それは地球人として世界中の仲間に関心を持ち、共感し、行動する「地球市民としての教育」だ。(南澤)

特別インタビュー

# 産業医に聞く

## 長時間労働と教職員の健康

No image

11月21日、高教組は日本医師会認定産業医である岡田元医師にインタビューを行いました。長時間労働の解消は、現在日本の大問題であり、政府も具体的な対応策を出さざるを得なくなっています。青森県教委も組合の強い要求から、校長に教職員の勤務実態を把握し報告するよう、文書を出しました(昨年3月31日付)。長時間労働解消のためには、現実の時間外労働時間を明らかにすることが不可欠だからです。ところで、長時間労働をした教職員が医師の健康相談を受けた場合、その具体的な内容とメリットは何か。また、何かデメリットはあるのか等々、私たち教職員が知りたい疑問を、岡田先生にぶっちゃけ、伺いました。

### 自己申告の勤務時間記録だと全然意味がない

▼高教組…時間外労働時間を把握するため、今年から教職員は、エクセルシートの「教職員時間外・休日労働記録簿」に自分で入力し、校長に勤務時間を報告することにしました。

▼岡田医師…自己申告だと全然意味がないですね。どれ

くらい意味があるんだろう。IDカード等、自動的に出勤退勤時間がわかるものではない。

▼高教組…そうですね。実際、時間外労働時間が少なめに書く職員がいる。100時間を超えると医師との健康相談面接受けなくてはならず面倒だ、との理由です。

▼岡田医師…面接すればいいのに。

▼高教組…全く同感です。ところで実際、どのような面接受けるのですか。

▼岡田医師…(今年度から始まった)「ストレスチェック」と似たような裏表のシートを使い、「長時間労働でストレスは溜まっていくか」をチェックするだけです。所要時間は厚労省の目安で15分ですが、医者

元 弘前大学卒、東海大学、都南病院(盛岡)などを経て2006年に八戸マナクリニック開院。精神科専門医、日本医師会認定産業医

終わった例はありません。医者は法律上、学校長に対して「こうしてください」という勧告をすることが出来る、それによる受診者の不利益は何もありません。時間を取られるくらいです。

**長時間労働者が多数なら県は動きやすい**

▼高教組…ただ、教職員には「面接しても何も変わらない」と思う人がいます。

▼岡田医師…本人と学校長が、その勧告をどう使うかです。時間外労働が100時間を超えると労災になるので、まず100時間をもっと少し減らしませんかと(校長に)勧告はできません。病気で過重労働の因果関係が証明できれば労災認定され、医療費も無料になります。

▼高教組…その因果関係が証明されるまで面倒くさいと思う人もいます。

▼岡田医師…労災は自分で申告しなくてはいけないという点もありますしね。ただ、きちんと労働時間の申請をして下さいと、本人には話します。夜10時迄働いたのに「9時」と書くのではなく、「10時」と書いて下さい、と。すぐには何かできないかも知れませんが、その報告や医師の勧告が多く集まれば、県も動かないといけないかもしれないし、県としても動きやすいかもしれない。嘘の申告をしていては何も変わりません。医師としては出来ることは勧告権を行使すること。その勧告をどう扱うかは事業主に関わっているから何とも言えませんが、余りに多く集まったものは無視できないでしょう。

### 世界初の「ストレスチェック」

▼高教組…ストレスチェック(※注1)も、時間だけかかって、無意味だという人がいます。

▼岡田医師…世界初の試みなので、まだ成果はわかりません。去年12〜今年11月未までに一度実施すること、と法令で定められています。目的は二つ。まず、個人が病気になる前に防ぐという一次予防のため。二つ目は、その職場が良い職場か悪い職場か、集団分析をするためです。

▼高教組…しかし事業者は長時間労働を知って放置している。私が「いつも不満だ」に全部に○をつけ、怒りをストレスチェックにぶつけたところ何が変わるのか。事業者はアライヤ作

りの為に実施している気がします。

▼岡田医師…企業がどういう気で取り組んでいるかという事です。受検者には個人情報に配慮し、ストレスチェック実施者(医師・保健師)から、封書等で診断結果が来ます。高ストレス者と判断されれば、事業主にわからないよう、実施者は産業医との面接を推奨します。

▼高教組…面接は受けなくてもいいのですか。

▼岡田医師…どちらでもいいですが、面接指導を受けたことで不利益はありません。ただ面接を受ける際、ここからが少し問題です。労働者から事業者、つまり校長へ、面接指導の申し出をしなくてはならない。校長は申し出を受けたら、実施者に、申し出者が実際に高ストレス者なのかを確認した上で、医師へ面接の依頼をするのです。

▼高教組…校長に診断結果を知られるなら、面接を受けたくないという人もいます。

▼岡田医師…もし面接を申し出ない場合は、普通に産業医とお話ができますという事を(診断結果の通知に、実施者は)書いておく

必要がある。面接受診は自由だが、受診による不利益は全くない、どうしても受けたくないなら、産業医と一般の面接もできるのでそこで話して下さいね、と。

▼高教組：「一般の面接」と「ストレスチェックの面接」とどう違うのですか？

▽岡田医師：例えば従業員が面接を希望した時に（ストレスチェックとは関係なく）、産業医（産業保健スタッフ）は相談に乗ることが出来る。そこで「ちよつと相談があります」と言っているという事です。

▼高教組：それはどこにあるのですか。

▽岡田医師：その相談窓口は各学校の衛生委員会が審議しているはずで、議事録に載っていないければよろしくない。

▼高教組：本来は気軽に相談ができるということですね。知りませんでした。各学校の衛生委員会では、生徒の問題だけが主な議題となっているのが現状です。

**「これならもういい」**

▼高教組：教職員には割増賃金が支払われません。文科省も時間外手当を支払うべきとして実態調査をしたら、余りに膨大な時間外労働

だったため手が付けられず、話が立ち消えになったと聞きます。

▽岡田医師：文科省も「問題だ」とHPに書いています（※注2）。

▼高教組：部活動の振休は四大大会に限られている他、時間外手当も極めて安い。

▽岡田医師：全国でもノー残業デーや部活動を地域に託す例が増えていきます。そのほうがいいと思われる例が増えれば、全体がそう

**ある日突然、（労働環境が）よくなることはあり得ないので、繰り返し、繰り返しつこくやる。組織なんてそう簡単に変わるわけではないけど、諦めたら全く変わりませんから。**

なっていくのではないのでしょうか。青森県の場合、貧困問題もあり、子供を学校以外のどこに預けるかという問題もある。しかし、それは学校の問題でなく、社会全体の問題です。「できないものはできない」と言う胆力が、県知事に必要です。とりあえず、昨年3月に勤務実態を把握し報告するよう文書を出したのは、評価できる。それをどう使うかです。この勤務実態調査がうまくいかなければ

ば補強していく。公の文書で（県から）出たのだから、（こちらも）公に文書でやり取りしていく。そうすると、答えが返って来るはず

▼高教組：その通りです。

**優秀な教員が病気で倒れるのは惜しい**

▽岡田医師：日本の教員は海外から高く評価されていると聞きます。しかし現在の労働衛生を見る限り、健康障害を生じる可能性がある。これを減らさないと

▼高教組：その通りです。

▽岡田医師：日本の教員は海外から高く評価されていると聞きます。しかし現在の労働衛生を見る限り、健康障害を生じる可能性がある。これを減らさないと

けない。倒れてしまうと困る。バランスが大切です。ね。柱は二つあります。▼高教組：二つの柱とは？

▽岡田医師：ストレスチェックと過重労働です。この両方に、何かあった時には医師による面接指導がある。だからきちんと健康管理を職場の中でやっていこうということに、最近の厚生労働省が力点を置いているのは確かです。医師による面接指導を義務付けるのは、一つの象徴です。健康管理をしてほしいということ。ただ、面接指導の対象として挙がった人たちが問題なのではありません。職場の問題も見落としてはいけない。「集団分析」といって、（ストレスチェックの流れの中で）職場ごとに比較されます。安全衛生法にある「快適職場」を目標そうということ

▼高教組：職場ごとに比較されるとするのは、管理職には痛いかもしれませんね。▽岡田医師：そこで意識を高めていただければということですね。ある日突然、（労働環境が）よくなることはあり得ないので、繰り返し、繰り返しつこくやる。組織なんてそう簡単に変わるわけではないけど、諦めたら全く変わりませんから。

**ぜひ医師の面接指導を受けて欲しい**

▽岡田医師：「時間外労働100時間」というのは、必要な睡眠時間が取れるように逆算した数値です。時間外労働を正しく申告しない人がすり抜けてしまうことが問題なのです。組合が、正しく申告するようきちんと言ったほうがいい。そうすることで今の実態が分かるのですから。

▼高教組：その通りです。ところで医師面接にお金がかかるのですか。

▽岡田医師：学校の命令で行くのですからかかりません（※注3）。不利益も生じません。行くか行かないかは任意ですが、是非行つてほしい。自分にどんな問題があるのかを知る良いきっかけになる。（例えば）一番、高ストレス者として受診が必要な人は、自分はストレスなんかないと思っている。だから、高ストレス者と診断されると「なぜ？」と思う。

▼高教組：えっ！私は、自分が高ストレス者だと思っていて、ストレスチェックシートにも「不満がある」と書きました。

▽岡田医師：そんなに不満を言える人は、むしろ逆に（それほどでもない）…。基本的には鬱になりやすい人は、おとなしくて自己主張しない人が多いので…。受診してみても、何もなければもつとラッキーですよ。▼高教組：最後に教職員に一言ありますか。

▽岡田医師：自分の体を大切にしたいですね。自分が倒れたら教壇に立てないので。▼高教組：今日はありがとうございました。聞き手：高松さなえ（高教組執行副委員長）

※注1 ストレスチェック制度は労働安全衛生法の改正で、従業員50人以上の事業者を対象に、2015年12月から義務付けられた制度。

※注2 「2 教員の勤務時間管理、時間外勤務、適切な処遇の在り方」（2008年9月8日）

※注3 医師面談は職専免扱い。学校ごとに指定の病院があり、そこで受診する場合は無料。あらかじめ管理職に受診の旨を伝えると、管理職が病院に連絡することになっている。指定以外の病院で受診してもいいが、その場合は有料。

# 中央委員会にて組織純増達成!

## 青森高教組第128回中央委員会

12月10日「ゆきさ浅虫」会議室にて、青森高教組第128回中央委員会が開かれました。県内各支部より中央委員が参加し、特に今回は30代参加者からの発言も多く、活発な討論が交わされ全部で19人が発言しました。

### 組織の現状

6月の定期大会で掲げた

組合加入現勢回復の目標を10月で達成したことを喜びつつ、当日三八支部からの

参加者が組合加入し、組織純増を達成しました。会場はひととき大きな拍手に包まれ、純増達成を参加者全員で喜び合いました。

### 組織の拡大

まずは対話するということが大切。青森市の高校職場で「めざせ10名」という目標を立ててやってきました。毎回定期考査の時、午後に対話計画を立てて設定しました。ついに目標を達成することができてとても嬉しい。加入者自身の声として、「組合に入る気はあったが、そのキツカケがなかった。声をかけてもらったので入った。」私たちが自ら対象を狭めているのかもしれない。大いに周りの方に声をかけましょう。

組織純増の喜びに包まれた中央委員会

No image

### 再任用者の待遇改善、定年延長

再任用者が今後どんどん増えていく。現在の待遇

No image

はひどい。現職時そのままの仕事を持たされて、諸手当もつかず本俸が6割へと削減される。やはり、待遇改善というより、本来「定年の延長」で対応すべきなのではないだろうか。定年延長を要求として掲げてほしいという強い要望が出されました。

### 勤務の振り替え

ある高校では県費出張は全てシステムで振り替えているが、実際には出勤している人も多い。出勤しなければ職場が回らないからだ。また、ある高校では校長交渉で土日の出張全てを振り替えすべきと要求した。部活動の4大会は振り替える。高総体に関わる大会も振り替えるなど、ある

No image

No image



自分の思いや学校の現状を話す発言者の皆さん

## 中央委員会の青年発言

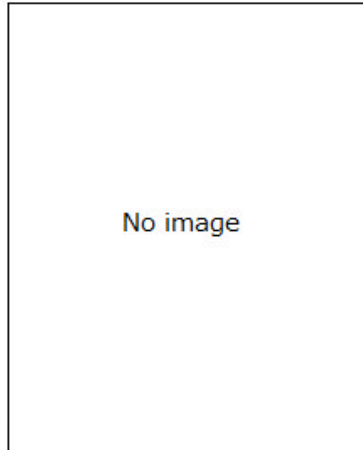
程度は進歩した。驚いたこと。組合として職場の改善に、校長が職員の振り替えを訴えていくことが必要である。

・文化祭の打ち上げで誘ってもらい加入しました。  
・新採用者です。職場で「虎の穴」学習会への参加を呼びかけてみようかなと思っています。  
・今の職場は20〜30代が残って楽しく働いています。みな協力的でシステムがわかりやすいです。  
・日比谷の野外音楽堂で行われた11/5集会に参加してきました。全国からの参加者が熱い思いを語っていました。銀座パレードでは思わず大きな声で叫び歩きました。いい経験になりました。

# 従来の回答に終始する県教委

## 平成28年度統一要求書課長交渉

12月19日、統一要求書交渉が行われました。高教組からは本部役員が主席し、県教委各課課長と交渉を進めました。今回の交渉では①再任用職員の手当改善について、②校外における政治活動について、③自衛隊の隊員募集について、④時間外勤務時間管理について、を重点として交渉を進めましたが、ほとんどの要求に対して、従来の回答を繰り返す県教委の姿勢に疑問を持ちました。



本部役員と交渉を行った本部役員

減っており、寒冷地手当も出ていない。特に北海道、東北では寒冷地手当は必要であることや、他県では先行して手当を支給している例もあり、全国横並びでなくともばっているみなさんに報いるため、せめて寒冷地手当だけでも要求しましたが、「制度として定年前とまったく同じではない。引き続き検討を進め、個別に人事委員会に伝えている」との回答に留まりました。

### 再任用職員

「再任用職員の賃金と手当を大幅に見直し改善する。寒冷地手当などの支給検討や期末手当を引き上げること」という要求に対して、「再任用制度は、民間及び国に準拠した制度として行っている。賃金の引き上げやその他の手当については人事委員会でも検討をしており、組合の要望は伝えている。」と回答しました。組合では、再任用職員の業務は同じだが、賃金は

### 自衛隊員募集

「自衛隊に対して労働・文部省両省の「申し入れ」(1982年4月8日)を無視した隊員募集や校内における自衛隊の説明会を行わないように申し入れること。」という要求に対して、「自衛隊の進路を希望する生徒及び保護者もいることから進路先の情報を制限することは不本意な進路決定になりかねない。各校で自衛隊を希望する生徒がいる場合、ほかの企業と同様に面接指導等を適切に行って



県教委各課課長に回答する本部役員

いる。」と回答しました。組合では、南スーダンに本県から派遣され、自衛隊のあり方が変わっていることや、青森県の自衛隊入隊率は高いこと、自衛隊の内部資料を提示して学校に対するアプローチの実態を伝えました。また、一般の就職協定を無視したり、学校の進路指導に合わない手段でアプローチしていることへの危機感を伝えました。県教委では、自衛隊に入りたい子もいるので、教員が正しい情報を伝え、本人・保護者で決めてもらいたいとし、公務員希望は他の職と違う扱いで、個人の資格の問題になるので、就職協定と結びつくかは疑問であるとなりました。組合では、自衛隊に対しての通知をし、歯止めをかけてほしいことを要求しました。

### 勤務時間管理

「教職員の勤務時間、時間外・休日労働記録」記入・提出の徹底、管理職員による勤務時間管理の義務付けにかかる通知を行い、すべての県立学校の教職員について、本年度分の勤務時間管理の実態を明らかにすること。」という要求に対して、「報告書にある工程表により計画的に行っており、2月に調査を実施し、実態と課題の把握共有を行う。4月1日に職場の労働安全衛生体制の確立についての通知を出し、勤務時間記録のためのエクセルファイルを作成、配布した。これまで忙しい時期としていたが、年間を通して実施することとしている。実施は11月で68%である。」と回答しました。組合からは勤務時間管理に関する県教委の体制や、2月の報告の内容について確認しました。県教委では、スポーツ健康課は、職員の労働安全衛生について所管しており、勤務の管理は教職員課が行っている、としました。また、2月の報告では勤務時間管理の実施のみを報告するとし、個別の勤務時間調査までは行わないとしました。組合では、その内容では不十分であることや、まだ取り組んでいない学校もあることを指摘し、未実施の学校の校長への指導や、より簡便で客観性のある方法での勤務時間管理を行うように強く要求し、責務を守れない校長への指導と、職員の健康を守っているという自覚がほしいことを指摘しました。

### 政治活動の届出

「18歳選挙権実施に伴い、学校における政治教育を保証する。校外における

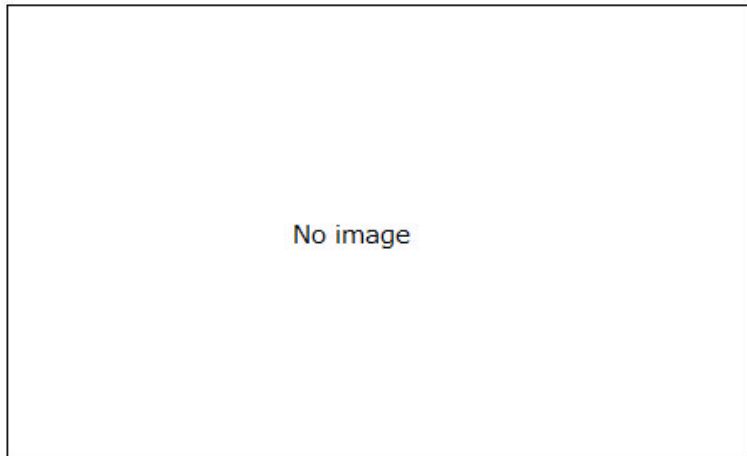
政治活動の届出制をやめさせること。」という要求に対して、「各校で適切に判断して、各校の実情に応じた届出等を行うものとしている。安全な活動のため、校外における活動の参加について届出制としており、これに準じている。相談があれば、安全確保を重点に確認をするが、生徒を委縮させないように配慮していきたい。」と回答しました。組合では、学校現場での混乱や生徒の意見表明権の重要性、人権侵害の視点を中心に高校生の政治活動への参加を阻害しないよう、届出をしなくてもよいという通知を出すように迫りました。学校教育課長は個人的な心情を表明しましたが、生徒の安全確保の面から届出は必要としました。組合では、主体者として教育することの重要性や、権

# 部活動問題を考える

## 「学校の多忙・子どもの部活動」を問い直す 動を問い直す」シンポジウム

11月23日、「学校の多忙・子どもの部活動を問い直す」と題したシンポジウムが青森市の県民福祉プラザで行われました。シンポジウムは高教組・県教組・私教連などで行く「民主教育を進める青森県民連合」が主催し、部活動に携わる中学校と高校の教諭、保護者の3人がそれぞれの立場から現状や課題を報告しました。

シンポジウムに先立って、部活動の何が問題であるかの基調報告があり、以下の5点について報告されました。①



部活動の課題について報告した発言者の皆さん

学校頼みの日本のスポーツ（日本のスポーツ界はその基礎部分を学校に頼ることが多く、プロ・アマを問わず、中学校や高校の優秀な選手をいかに獲得することが大きい

な課題) ② 「あそび」を奪われた子どもたち (子どもたちは、運動競技と習い事に少年期を奪われている。広場や公園で自分たちだけで遊んでいることもたちはほとんどいない) ③ 教職員の超過勤務は「異常の極み」(4月から6月まで休める日が2日だけ。部活動で家族が崩壊) ④ 保護者も大変 (毎週のように試合や練習試合があり、会場までの部員の引率は保護者が行うことが当たり前) ⑤ 県民合意を広げよう (県教育委員会と小・中学校の校長会は部活動の過熱を防ぐための「指針」や「申し合わせ事項」を出している。子どもと教職員が安心して活動できる「部活動」をめざす) 中学校からは、「部活動を終えるまで複数の教職員が各部の練習場所にいなければならず、部活動が終了してから教材研究やホームルームの仕事に携わり、帰宅は常に9時近くになる。教職員で分担すれば超過勤務が解消されるのではないかと報告がありました。高校からは「指導者が練習を多くしたがる傾向にある。生徒に自分たちで主体的に考える時間や部活動以外のことに関わらせる時

間を返すことが大切」と報告がありました。保護者からは、「部活動をしていないと、放課後、子ども同士の関わりがもてなくなっている。部活動のやり過ぎで疲労骨折などからだに負担がかかっている子どもが多い」などの報告がありました。それぞれの立場からの報告から、部活動のあり方についての学習を深めることができました。

### 教育厚生会からのお知らせ 奨学生募集

#### 1.出願資格

- 本会会員及び県内に5年以上在住者の子弟で、次のすべてに該当する者
- (1)大学又は大学院に入学又は在学する者  
※通信教育課程及び短期大学は除く
- (2)学資の負担が困難と認められる者
- (3)健康上修学に支障がなく学業優秀な者
  - ・大学入学者は、卒業高等学校の全履修科目評定が中以上、又は5段階法においては平均3.0以上とする
  - ・大学又は大学院在学者は、当該年次において必要な所定の単位を取得しているものとする

※既に本会の奨学生の場合は出願できません。

#### 2.区分

第1種奨学金…100万円 第2種奨学金…80万円  
※第1種・第2種ともに在学期間をとおし1回のみの貸与となります。

#### 3.出願期間

2017年3月1日～4月15日(厳守)

奨学生募集要項及び選考願書はホームページからダウンロードできます。



<お申込み・お問合せ>  
一般財団法人 青森県教育厚生会  
030-0823 青森市橋本一丁目2-25  
TEL (017) 721-1313

青森県教育厚生会

検索

全教共済  
くらしの賠償責任共済  
ご家族全生体で、月々150円  
全教共済 賠償責任共済(1000万円) 150円/月  
全教共済 賠償責任共済(500万円) 100円/月  
全教共済 賠償責任共済(200万円) 50円/月

全教自動車保険  
あなたもマモルン  
見積りキャンペーン  
実施中  
①見積りを依頼していただいた方に!  
②見積りのご紹介者にも!  
さらに…  
ご加入には別途で「ドライブレコーダー」プレゼントのチャンスが!  
「ハーゲンダッツギフト券」をプレゼント!  
※詳しくは、ご案内チラシをご覧ください。取扱代理店までお問い合わせください。